

2012年5月11日

山根香織

意見書

1. 現行の食品表示制度を後退させることなく、消費者の期待する表示を追加すること

論点についての検討方向(たたき台案)の食品表示の考え方の表示事項について、「義務表示の対象から外すか否か、また、新たに表示事項を追加するかについては、慎重な検討が必要であるが、食品の安全性の確保に関する事項を優先的に考え検討する必要がある」とされていますが、商品選択のための表示事項と食品の安全性を確保するための表示事項は相反するものではありません。食品の中身を明らかにすることによって、食品の安全性の確保につながり、選択の権利も守られます。

現行の食品表示制度を後退させることなく、消費者が考える分かりやすい表示を求めます。

2. 消費者が考える分かりやすい表示とは

文字を大きくすることで分かりやすくなるということではありません。文字を大きくするのは単に文字が小さいより「見やすい」かもしれないだけであって、「分かりやすい」こととは根本的に違います。

消費者にとって分かりやすい表示とは、その食品に何が使われていて、何が使われていないかが分かり、その原料等がどこで作られたかが分かることです。「分かる」というのは、意味を理解することであるとともに、事実がはっきりすることです。つまり、その食品の「事実」(＝何が入っているか、そのすべて)をはっきりさせるのが「分かりやすい」表示です。

3. 分かりにくい表示の代表である次の二つの表示の見直しを求めます

①食品添加物は現在一括表示とされ、何が使われているか分からない状態です。使われているものは全部表示すべきであり、また物質名で表示すべきです。

②遺伝子組み換え食品表示は現行では遺伝子組み換え使用、不分別の表示が義務付けられています。しかし、遺伝子組み換え表示のない食品が遺伝子組み換え原料を不使用なのか、表示の対象外のために義務付けされていないのかを理解することが困難です。原材料に遺伝子組み換え作物が使用されているか、いないかが分かるという「分かりやすい」表示を求めます。

以上